

## Global Tax Update

### インド

デロイト トーマツ税理士法人

2024 年 2 月号

※本ニュースレターは、[Interim Budget 2024](#) (Deloitte India ウェブサイト) の抄訳です。  
日本語訳と原文 ([英語](#)) に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## インド税務アップデート：2024 年度暫定予算案の概要と日系企業への影響

### Executive Summary

- 2024 年 2 月 1 日、2024 年度暫定予算案が国会で発表された
- 現政権が数カ月後に選挙を控えていることを考慮した暫定予算案であったため、税制改正は殆どなかった
- Input Service Distributor (ISD) 規定の義務化は日系企業の事業運営に影響があると考えられる
- 2024 年最終予算案は、総選挙後新たに選出された内閣によって 2024 年 7 月に発表される予定である
- 政策面では、製造・充電インフラ支援による電気自動車 (EV) のエコシステムの拡大・強化、11 兆 1,100 億ルピーのインフラ整備への予算案割当が目玉される

この予算案は、暫定的であるもののインド経済のさらなる成長を目指し、技術革新と持続可能な開発を重視した内容となっている。特に、EV の充電インフラの拡充支援、エネルギー移行支援、外国直接投資 (FDI) の促進、研究とイノベーション基金設立などの政策は、日本を含む世界中の企業にとって重要な意味を持ち、特に日系企業に新たなビジネス機会を提供する可能性がある。本ニュースレターでは予算案の主要ポイントについて概観する。

詳細は [Interim Budget 2024](#) (Deloitte India ウェブサイト) をご参照ください。

主な発表内容は、以下のとおりである。

#### 1. 経済指標

- GDP 成長率は、2023 年度上半期に 7.7%へ拡大し、2023 年度全体では 7.3%の成長が見込まれている。
- 財政赤字は 2023 年度に 5.8%に修正され、これは前年度の 6.4%から改善された数値である。
- 消費者物価指数 (CPI) のインフレ率は、2023 年度 (4 月から 12 月) に 5.5%に緩和された。
- RBI (インド準備銀行) は政策金利を 2023 年 2 月以来、6.5%で変更していない。
- 商品輸出は 2023 年度 (4 月から 12 月) に 5.5%減少し、3,171 億ドルになった。
- 外国直接投資 (FDI) は、2023 年度 (4 月から 11 月) に 213 億ドルに達した。
- 経常収支の赤字は、2023 年度上半期の GDP の 1.0%であった。
- 外貨準備高は、2023 年 12 月に 6,230 億ドルに達し、10.6 カ月分の輸入のカバーが可能である。

## 2. 税制改正

暫定予算案ではいくつかの税制優遇措置の期限が延長された。主要な提案及び留意事項は、以下のとおりである。

(1) 法人税、間接税（輸入関税を含む）、個人所得税の税率に変更はない。

(2) 次の期限が1年間延長された（2024年3月31日から2025年3月31日まで）

### a. 国際金融サービスセンター（IFSC: International Financial Services Centre）における所得税免税措置

特別経済ゾーンである国際金融サービスセンター（以下「IFSC」）における外国銀行の投資部門設立に際し、その金融投資活動から得られる特定の収入に対する所得税が免除される措置が延長された。この制度は、世界中から資金をインドに誘致し、インドを国際的な金融中心地に育てることを目的としている。（第10条（4D項））

IFSCで行われる航空機や船舶のリース業務に対する税制優遇措置が延長された。これにより、IFSCで航空機や船舶をリースしている企業や、それらの企業に資金を提供している海外の金融機関やリース会社は、リースによる収入（利息やロイヤルティ）に対する所得税が免除され、さらにリースされた航空機や船舶を売却した際の収入に対しても、引き続き所得税控除を受けられる。この延長措置は、航空機や船舶のリース業を通じて、インドの金融市場を活性化し、経済成長を促進することを目指している。（第10条（4F項）及び第80LA条）

### b. 所得税の優遇措置を受ける資格のあるスタートアップの設立期限- 第80-IAC条

特定のスタートアップに対し、設立された会計年度から始まる10年間のうち、連続する3年間の収益の100%を所得控除可能とする優遇措置があるが、優遇措置を受けるための設立期限が延長された。

(3) 新規製造業向けの法人税率の軽減についての期限延長は本予算案発表時点ではなし

例年の国家予算案発表では、2019年10月1日以降に設立され、2024年3月31日までに製造を開始する会社についての17.16%の軽減法人税率適用（所得税法第115BAB条）の期限延長がアナウンスされていた。今回の暫定予算案の時点では、当該期限延長は提案されていない。これは事実上、2024年4月1日以降に事業を開始する新規製造会社は、17.16%の軽減税率が適用されない可能性があるといえる。ただし、条文化に当たり、当該期限延長の発表の可能性もあるため、今後の動向に注視されたい。

(4) アセスメント手続のさらなる透明化：移転価格監査、紛争解決パネル（DRP: Dispute Resolution Panel）、及び裁判所の手続に対するフェイスレス（非対面型）制度の導入

直接税のアセスメント及び第一審の手続はすでにフェイスレス（非対面型）で行われているが、本フェイスレス制度を拡大し、移転価格監査、紛争解決パネル、裁判所での手続においても本制度を導入することとなる。これにより、納税者と税務当局間のやり取りにおける効率化、透明性、及び説明責任をさらに高めることを目指している。

(5) 外国送金に関するTCS（源泉税）の改正

2023年財政法（Finance Act: FA）では、自由化送金スキーム（Liberalized Remittance Scheme: 以下「LRS」）及び海外ツアープログラムパッケージ（Overseas Tour Program Package: 以下「OTPP」）の購入に関する源泉税（Tax Collection at Source: 以下「TCS」）に関する規定を改正し、そしてその後、直接税中央委員会（CBDT）は2023年6月にさらなる明確化を発表し、今回の暫定予算案でさらにこれを強調した形となる。これらは現在、所得税法に組み込まれており、適用されている。

支払の性質	改正前 (2023年9月30日までの TCS レート)	改正後 (2023年10月1日以降の TCS レート)
LRSでの教育目的の支払（資格のある金融機関からのローンによって賄われた場合）	<ul style="list-style-type: none"><li>INR 700,000 まで 0%</li><li>INR 700,000 超は 0.5%</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>INR 700,000 まで 0%</li><li>INR 700,000 超は 0.5% (変更なし)</li></ul>
LRSでの医療治療/教育目的の支払（資格のある金融機関からのローンによって賄われていない場合）	<ul style="list-style-type: none"><li>INR 700,000 まで 0%</li><li>INR 700,000 超は 5%</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>INR 700,000 まで 0%</li><li>INR 700,000 超は 5% (変更なし)</li></ul>
LRSでのその他の目的の支払	<ul style="list-style-type: none"><li>INR 700,000 まで 0%</li><li>INR 700,000 超は 5%</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>INR 700,000 まで 0%、</li><li>INR 700,000 超は 20% (変更あり)</li></ul>
OTPPの購入	<ul style="list-style-type: none"><li>全額に対して 5%</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>INR 700,000 まで 5%</li><li>INR 700,000 超は 20% (変更あり)</li></ul>

#### (6) 未解決の少額の追徴課税の撤回に関する管理措置

納税者サービスの向上を図るため、財務大臣は予算案演説で以下の税務当局からの少額（直接税）の追徴課税の撤回を発表した。本措置は小規模事業者向けの措置となるため、日系企業にとっては大きなインパクトはないと考えられるが、累計で数百万件以上にも及ぶ未解決の少額追徴課税の長期継続を解消し、納税者と税務当局の双方の負担を減らすという意味で、有益な取り組みであると評価できる。

- 2009-10 年度までの会計年度で INR 25,000 以下の追徴課税
- 2010-11 年度から 2014-15 年度の期間で NR 10,000 以下の追徴課税

#### (7) Input Service Distributor (ISD) 登録の義務化

Input Service Distributor（以下「ISD」）の登録が今後義務となる。この変更は現在予算案でハイライトされたものの、検討中であり、具体的な施行日は追って正式な通達がある。これまでは、企業は共通サービスに関する仕入税額控除を、ISD スキームを用いるか、あるいはクロスチャージ方式<sup>1</sup>を選択することで配賦していたが、新規制では ISD を通じた仕入税額控除の配賦が必須とされる。

インド国内に本社と複数の州にわたる支店やオフィスを持つ企業にとって、仕入税額控除の配分を効率的かつ公正に行うことを目的としている。ISD の登録を通じて、企業は本社で発生した共通費用（例：広告費、法律顧問費、監査費など）に関連する仕入税額控除を、国内の異なる支店やオフィス間で適切に配分することが求められる。

新たな義務に適應するために、企業は ISD の適應の有無を確認、登録、税額控除の配分方法を適切に設定することが求められる。

ISD 登録の義務化に関しては詳細アップデートを確認の上、別途後日ニュースレターにて配信の予定である。

---

<sup>1</sup>「クロスチャージ方式」とは、企業内の異なる部門や支店間でサービスを提供し合い、その対価として GST を請求する方式である。本方式ではサービスを提供する部門が請求書を発行し、受け取った部門がその GST を支払う。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人 International Tax and M&A

パートナー 平山 真澄 [masumi.hirayama@tohatsu.co.jp](mailto:masumi.hirayama@tohatsu.co.jp)  
マネージングディレクター Pawankumar Kulkarni [pawankumar4.kulkarni@tohatsu.co.jp](mailto:pawankumar4.kulkarni@tohatsu.co.jp)

### Deloitte India

ディレクター 井上 ゆかり [yinoue@deloitte.com](mailto:yinoue@deloitte.com)  
シニアマネジャー 山崎 靖彦 [yyamazaki.ext@deloitte.com](mailto:yyamazaki.ext@deloitte.com)  
マネジャー 庄子 雄基 [yshoji@deloitte.com](mailto:yshoji@deloitte.com)

## ニュースレター発行元

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ハンガール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301